

## 栃木県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱

### (設置)

第1条 栃木県におけるアレルギー疾患対策を推進するため、栃木県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) アレルギー疾患に係る診療連携に関すること。
- (2) アレルギー疾患に関する情報提供に関すること。
- (3) 医療従事者等に対する研修に関すること。
- (4) その他アレルギー疾患対策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員12名以内で組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

### (運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。